株主のみなさまへ

大阪市西区北堀江二丁目3番3号株式会社関門海 代表取締役社長田中

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成27年6月23日(火曜日)午前11時
- 2.場 所 大阪市住吉区住吉二丁目9番89号 住吉大社吉祥殿1階「明石の間」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1. 第27期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第27期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kanmonkai.co.jp/)に掲載させていただきます。

【お知らせ】

第27期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による金融政策や経済対策により企業収益の改善や設備投資の増加がみられ、景気は緩やかな回復傾向にある反面、円安による原材料価格の上昇や海外景気の下振れ等の懸念もあり、消費マインドは低調に推移しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、消費税増税等や消費者の食に関する安全意識の一層の高まり等による生活防衛意識は依然として強く、雇用情勢が改善傾向にある事により、パート・アルバイトの時給高騰やそれに伴う人員不足も顕著化しており、店舗運営は引き続き厳しい状況で推移しております。このような状況のもと、当連結会計年度は、「玄品ふぐ」事業への原点回帰を柱とした中期経営計画の最終年として、収益体質の更なる確立を図るべく、引き続き店舗現場力の強化、商品・品質の徹底した見直し等、事業全般の収益力強化に取り組んでまいりました。特に、「徹底した人材育成」「徹底した情報発信」「新商品開発の継続」を3本柱として、パート・アルバイトを含む全従業員を対象とした階層別研修の実施、自社ECサイトオープン等のオフィシャルホームページの更なる充実、季節を感じていただける四季ごとの期間限定コースメニューの開発等、様々な施策を実施してまいりました。

主力事業であるとらふぐ料理店「玄品ふぐ」につきましては、常連のお客様の再来店を促すべく新商品である期間限定メニューの「春霞膳」「夏安居」「秋津膳」「冬安居」を四季に合わせ導入し、また夏季には新規顧客の開拓を中心とした法人営業を行い、繁忙期に再度ご来店いただけるような販売促進活動に注力いたしました。その他にも店舗従業員の商品知識や品質管理能力の向上を図る研修、毎月29日(福「ふぐ」の日)にご来店

いただいたお客様へお贈りする「福土産」の実施、老朽化した店舗やお客様の過ごしやすい店舗空間・設備改善のための設備投資を積極的に実施し、お客様がまた来たいと思える店創りに努めました。また、「玄品ふぐ」フランチャイズ店舗の再募集を本格的に再開し、11月には、広島県に中国地方初の「玄品ふぐ」も出店し、翌期以降の売上高伸長への足固めを行うことができました。その一方で、繁忙期を前に3店舗閉店したこともあり、売上高が当社想定どおり伸長することができませんでした。

以上の結果、「玄品ふぐ」の当連結会計年度末における直営店舗数は、前連結会計年度末から2店舗増加し47店舗(関東地区31店舗、関西地区12店舗、その他4店舗)となり、当連結会計年度の売上高は3,201百万円(前連結会計年度比4.5%増)となりました。また、フランチャイズ店舗数は、前連結会計年度末から5店舗減少し41店舗(関東地区15店舗、関西地区26店舗)となり、フランチャイズ事業に関連する当連結会計年度の売上高は、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ等により581百万円(同比7.2%減)となり、フランチャイズ店舗における店舗末端売上高は1,659百万円(同比1.5%減)となっております。

「玄品ふぐ」以外のその他の店舗につきましては、連結子会社である株式会社関門福楽館が運営を行っている壇之浦パーキングエリアでは、魅力あるディスプレイの演出、地域と連携した観光客や団体客誘致等に努めましたが、関門橋工事による車線規制の影響で入場車両の減少、パーキングエリア内駐車場縮小、天井耐震補強工事による約1カ月のレストラン休業、ETC割引制度の縮小及び台風等の悪天候による通行量減少等による利用者減が響き、売上高が減少しました。また、7月には、連結子会社である株式会社だいもんが運営する回転寿司「すし兵衛」において、業績が悪化していた最後の1店舗を閉鎖することにより、当社グループの収益改善を図りました。その結果、その他の外食店舗の店舗数等は前連結会計年度末から2店舗減少し12店舗となり、当連結会計年度の売上高は1,336百万円(同比15.8%減)となりました。

その結果、直営店舗及びフランチャイズ店舗を合わせた当連結会計年度 末における店舗数は、前連結会計年度末から5店舗減少し100店舗となり、 当連結会計年度の売上高は5,118百万円(同比3.0%減)、また、収益性の 低い店舗の閉鎖や、直営店舗の収益性回復への取組強化を図ったこと等に より、営業利益は201百万円(同比57.0%増)、経営利益は138百万円(同 比133.0%増)となりました。特別損失として、当連結会計年度に「玄品 ふぐ」及び「すし兵衛」店舗等の閉鎖に係る店舗閉鎖損失15百万円、所有 不動産及び不採算店舗の減損損失87百万円等を計上したこと等により、当 期純利益は42百万円(前連結会計年度は40百万円の損失)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は117百万円であります。 その主なものは、「セントラルキッチン」への急速冷凍機の設置、並びに 既存店舗の改装・改修等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資及び食材仕入に充当するため第三者 割当増資により98百万円、金融機関からの短期借入により200百万円を調 達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:千円)

区	分		第24期 (平成24年3月期)	第25期 (平成25年3月期)	第26期 (平成26年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売	上	高	2, 845, 723	5, 624, 247	5, 275, 966	5, 118, 883
経	常 利	益	544, 714	57, 727	59, 502	138, 631
当期純和	刊益又は当期純損	員失(△)	484, 980	15, 539	△40, 654	42, 162
1 株 m 又は当	当たり当期約 i期純損失(△	屯利益)(円)	79. 48	1.77	△4. 37	4. 39
総	資	産	5, 073, 117	4, 665, 286	4, 302, 608	4, 248, 180
純	資	産	△264, 646	253, 283	189, 075	327, 584
1 株当	iたり純資産額	須(円)	△47. 86	24. 12	19. 75	33. 07

- (注)1.1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 第24期は、決算期変更により、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4ヵ月間の変則決算となっております。
 - 3. 当社は、平成25年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。 なお、過年度に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失(\triangle)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況
 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要な	;事	業内	容
株式会	株式会社関門福楽館 30百万円 100.0%		100.0%		之浦パー 寄業施調		グエリ 営	ア内			
株式会	会社だい	もん	8	85百万	門	100.0%	事	業	停	止	中

(4) 対処すべき課題

① 主力業態である「玄品ふぐ」の業態競争力の向上 「玄品ふぐ」の店舗運営強化、新商品の開発、店舗設備改装、マーケティング方法の見直し、フランチャイズの拡大等により業態競争力の向上を図り、強固な収益基盤を確立してまいります。

② 収益体質の確立・向上

当社グループの重視する売上高営業利益率が低い要因としまして、閑散期である夏季の収益性悪化、非効率性等があげられます。高い利益率へと回復するため、まず、閑散期の需要拡大を行うため新商品の開発及び周知の徹底、夏季顧客の新規獲得に注力いたします。また、POSシステムの導入等により、当社各店舗の特性を的確に捉え、効果の高い施策を実施することにより、売上高の増加を図りつつ、その一方で、本部コストの効率的な使用を徹底すること等により収益体質の確立・向上を目指します。さらに、収益改善が見込めない店舗や事業につきましては、早期に売却・撤退を図ってまいります。

③ 財務体質の改善

当社グループは、依然として財務体質は脆弱な状況にあることから、引き続き原点回帰の事業方針のもと、業績の改善、適正在庫の確保により営業キャッシュ・フローを確保しつつ、ストック・オプション等により資本の強化を行い財務体質の改善を目指してまいります。

(5) **主要な事業内容**(平成27年3月31日現在)

- ① 「玄品ふぐ」等の専門飲食店の店舗展開、新規開発業態の運営、フランチャイズ本部の運営、パーキングエリア内の商業施設の運営等
- ② 暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売及びその他の事業

(6) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 大阪市西区北堀江二丁目3番3号 東京本部 東京都中央区日本橋茅場町一丁目9番2号 稲村ビル9階

② 主要な子会社の事業所

株式会社関門福楽館 本社 大阪市西区 株式会社だいもん 本社 神奈川県小田原市

③ 当社グループ店舗

<直営店舗>

東日本地	也区店舗	西日本地区店舗				
都道府県名	店舗数 (店)	都道府県名	店舗数 (店)			
東日本地区	37	西日本地区	22			
北海道	1	愛知県	2			
東京都	22	三重県	1			
神奈川県	7	大阪府	16			
千葉県	3	兵庫県	2			
埼玉県	4	山口県	1			

<フランチャイズ店舗>

東日本地	也区店舗	西日本地区店舗				
都道府県名	店舗数 (店)	都道府県名	店舗数 (店)			
東日本地区	15	西日本地区	26			
東京都	10	大阪府	21			
神奈川県	5	兵庫県	2			
		京都府	2			
		広島県	1			

(7) 使用人の状況(平成27年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

151名

(注) 使用人数にはパート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		141名	7	11名増			38. 5歳	Ž				4. 9	年	

(注) 使用人数にはパート社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入	先	借	入	額
株式会社りそな	銀行		ç	995, 294千円
株式会社三菱東京UF	」銀行		8	315,863千円
株式会社みずほ	銀行		4	112,561千円
株式会社紀陽	銀行		3	305, 269千円
株式会社三井住友	銀行		2	269, 191千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

24,000,000株

② 発行済株式の総数

9,906,900株(自己株式302,000株を除く)

③ 株主数

5,337名

④ 大株主 (上位10名)

株 主	名		持	株	数	持	株	比	率	
株 式 会 社	椿 台	ĵ		3, 046, 60	00株			30. 7	5%	
株式会社ヤタガラスホー	ルディングス	:		2, 404, 80	00株			24. 2	7%	
サントリー酒類	株式会社	t.		582, 30	00株			5.8	8%	
KGI ASIA LIN	IITED			216, 50	00株			2. 1	9%	
-CLIENT ACC	OUNT			210, 0	30.01			2. 1	5 70	
三 広	実 120,000株						1. 21%			
伊藤	稔 光	5		101, 00	00株		1.02%			
和泉	孝	É		66, 20	00株			0.6	7%	
日本証券金融	株 式 会 社	i.		64, 20	00株			0.6	5%	
野 村 證 券 株	式 会 社	Ŀ		56, 20	00株			0.5	7%	
森 本	眞 生	1		52, 80	00株			0. 5	3%	

- (注)1. 当社は自己株式302,000株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
 - 2. 持株比率は、自己株式 (302,000株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成27年3月31日現在)

発 行 決 議 の 日	平成18年4月19日
新株予約権の数	130個
目的となる株式の数	13,000株
新株予約権の発行価額	無償
行 使 価 額(1 株 当 た り)	2,120円
行 使 期 間	自 平成20年5月1日 至 平成28年2月23日
取 締 役 (社外取締役を除く)	2名
社 外 取 締 役	一名
監 査 役	一名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会社	におけ	る地位	立	氏		名	ı	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取締	役 社	長	田	中		正	㈱だいもん代表取締役社長 ㈱関門福楽館代表取締役社長
取	締		役	大	村	美 智	也	営業本部長 ㈱関門福楽館取締役 ㈱だいもん取締役
取	締		役	本	多	正	嗣	調達物流本部長 総料理長
常	助 監	查	役	冏	井	公	宗	
監	查		役	近	藤	行	弘	弁護士 近藤行弘綜合法律事務所代表
監	查	·	役	小	田	利	昭	公認会計士 公認会計士小田事務所代表 清稜監査法人代表社員

- (注)1. 代表取締役田中正氏は、平成26年10月31日付で当社100%子会社である㈱富士水産代表取 締役社長を退任しております。
 - 2. 監査役近藤行弘氏、監査役小田利昭氏は社外監査役であります。なお、両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査役小田利昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区						分	支	給	人	員	支	給	額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)				3名 (一名)		13, 8	800千円 (一円)
監(う	ち	社	查外	監	查	役 役)				3名 (2名)			760千円 600千円)
合						計				6名		22, 5	60千円

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成11年1月20日開催の第10期定時株主総会において年額 200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成16年11月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円 以内と決議いただいております。

4. 取締役のストック・オプションの報酬限度額は、平成20年2月28日開催の第19期定時株主総会において、年額60,000千円以内(うち社外取締役は年額3,000千円以内)と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 監査役近藤行弘氏は、近藤行弘綜合法律事務所の代表を兼職しておりま す。なお、当社と近藤行弘綜合法律事務所との間には、開示すべき関係は ありません。

監査役小田利昭氏は、公認会計士小田事務所の代表及び清稜監査法人の 代表社員を兼職しております。なお、当社と公認会計士小田事務所及び清 稜監査法人との間には、開示すべき関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	近藤行弘	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。当該事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会12回中12回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監査役	小田利昭	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。当該事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会12回中12回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いていません。その理由は、現体制の取締役会が十分に意思決定機関として機能しており、また内部統制システム及びリスク管理体制の整備にも万全を期していることに加え、現在社外取締役として最も適切な人物に対し就任依頼交渉を続けており、会社法改正への早期対応を主たる目的にして無理に他の候補者を選任することは有益ではないと判断しました。なお、社外取締役候補者としての適任者に対し、就任の内諾を得ることが叶いましたので、平成27年6月23日開催予定の第27期定時株主総会において社外取締役の選任を付議いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人やまぶき

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		12,	500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 そ の 他 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額		12,	500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するため に、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、社内にお けるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

代表取締役は、コンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査人は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握・分析・評価を行ったうえ、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査人は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告する。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。

運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

⑤ 会社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための 体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への 報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するた めの体制

取締役又は使用人は、監査役に対して当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議 に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役 及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施する方針ですが、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

- (注)1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
 - 2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科目	金 額	科 目 金 額
資 産 の	部	負 債 の 部
【流 動 資 産】	[2, 619, 031]	【流動負債】 【3,815,077】
現金及び預金	833, 247	買 掛 金 126,918
売 掛 金	138, 898	短 期 借 入 金 1,304,021
商品及び製品	1, 478, 913	1年内返済予定の長期借入金 2,038,855
原材料及び貯蔵品	13, 611	未 払 金 221,098
繰 延 税 金 資 産	56, 479	未 払 法 人 税 等 28,603
そ の 他	110, 196	
貸倒引当金	△12, 315	,
【固 定 資 産】	【1, 629, 148】	賞 与 引 当 金 35,553
(有形固定資産)	(884, 131)	その他 29,992
建物及び構築物	725, 244	【固定負債】 【105,519】
機械装置及び運搬具	22, 004	長期借入金 46,547
土 地	58, 485	その他 58,972
そ の 他	78, 396	負 債 合 計 3,920,596
(無形固定資産)	(13, 633)	純資産の部
そ の 他	13, 633	【株 主 資 本】 【327,584】
(投資その他の資産)	(731, 384)	資 本 金 647,711
投資有価証券	4, 150	
差入保証金	654, 266	資本剰余金 756,708
繰 延 税 金 資 産	51, 170	利 益 剰 余 金 △788,856
そ の 他	35, 730	自 己 株 式 △287,980
貸倒引当金	△13, 933	純 資 産 合 計 327,584
資 産 合 計	4, 248, 180	負債·純資産合計 4,248,180

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

±V.			(単位:丁円)
科	<u> </u>	金	額
売 上	高		5, 118, 883
売 上 原	価		1, 591, 199
売 上 総	利 益	:	3, 527, 684
販売費及び一般管理	里 費		3, 326, 549
営業	利益		201, 134
営 業 外 収	益		
受 取	利息	. 661	
受 取 地	代 家 賃	6, 800	
受 取 保	険 金	574	
消費税等	免 除 益	10, 393	
そ の	他	1,808	20, 237
営業外費	用		
支 払	利息	69, 075	
そ の	他	13, 666	82, 741
経常	利 益	:	138, 631
┃ ┃ 特 別 利	益		
固定資産	売 却 益	1,865	
新株予約権	重 戻 入 益	5, 284	7, 150
│ │ 特 別 損	失		1
固定資産	売 却 損	1, 111	
店舗閉	鎖損失	15, 057	
減損	損	87, 557	
解 約 違	約 金	10, 716	114, 441
税金等調整前当	自期 純 利益	:	31, 340
法人税、住民税	及び事業税	23, 867	
法人税等	調整額	△34,690	△10,822
少数株主損益調整前	前 当 期 純 利 益	:	42, 162
当 期 純	利 益	<u> </u>	42, 162

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 期首残高	596, 896	705, 893	△831, 018	△287, 980	183, 790
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	50, 815	50, 815			101, 631
当 期 純 利 益			42, 162		42, 162
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	50, 815	50, 815	42, 162	_	143, 793
平成27年3月31日 期末残高	647, 711	756, 708	△788, 856	△287, 980	327, 584

	新株予約権	純資産合計
平成26年4月1日 期首残高	5, 284	189, 075
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行		101,631
当 期 純 利 益		42, 162
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△5, 284	△5, 284
連結会計年度中の変動額合計	△5, 284	138, 508
平成27年3月31日 期末残高	_	327, 584

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 ㈱関門福楽館

㈱だいもん

前連結会計年度において連結子会社でありました㈱富士水産は当連結会計年度において清算が結了したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算結了までの損益計算書は連結しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

- 3. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな知資産

商品及び製品 主に月次総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切

下げの方法)を採用しております。

原材料及び貯蔵品 主に月次総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切

下げの方法)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) については定額法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (最長5年) によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を 計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地58,485千円建物16,217千円計74,702千円

上記の担保付債務

長期借入金 1年内返済予定の長期借入金 46,547千円

1年内返済アルの長期借入金

139,794千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,608,636千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期 首 の 株 式 数			当連結会計年度 末の株式数
普通株式	9,609,000株	599, 900株	一株	10, 208, 900株

- (注) 普通株式の増加は、平成26年9月30日を払込期限とする第三者割当増資による発行株式数 (582,300株)及び当連結会計年度における新株予約権の行使による発行株式数 (17,600株) によるものです。
 - 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	302,000株	一株	一株	302,000株

- 3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 126,300株

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入又は新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引については、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されて おります。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を 行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式のみを保有する方針であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されているため、主に固定金利により資金調達を行う方針であります。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い経営支援部が行っており、また、この内規において、取引権限の限度及び取引限度額等については取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。また、営業債務 や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰 計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、 時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

((注) 2. 参照) また、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	833, 247	833, 247	_
(2) 売掛金	138, 898	138, 898	_
(3) 差入保証金	30, 487	28, 655	△1,831
資産計	1, 002, 633	1,000,801	△1,831
(1) 買掛金	126, 918	126, 918	_
(2) 短期借入金	1, 304, 021	1, 304, 021	_
(3) 未払金	221, 098	221, 098	-
(4) 長期借入金(※)	2, 085, 402	2, 094, 114	8, 712
負債計	3, 737, 440	3, 746, 152	8, 712

- (※) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした 割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金
 - これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた 現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4, 150
差入保証金	623, 779

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(3) 差入保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	833, 247	_	_	_
売掛金	138, 898	_	_	_
差入保証金	_	30, 487	_	_

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
長期借入金	2, 038, 855	7, 164	7, 164	7, 164	7, 164	17, 891

減損損失に関する注記

減損損失を認識したグループ

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用	途	種			類	減損損失(千円)
			土			地	30, 433
神奈川県2店舗		舗	建物	及て	ば 構	築物	55, 834
大阪府1店舗	卢	店舗	機械	装置及	とびょ	軍搬具	239
			そ	0)	他	1, 048
合				計			87, 557

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本 単位としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額又はそれに準ずる方法により算定しています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

33円7銭

2. 1株当たり当期純利益

4円39銭

重要な後発事象に関する注記

1. 新株予約権の発行

平成27年4月22日開催の当社取締役会において、有償ストック・オプションとして新株予 約権を発行することを決議し、平成27年5月8日に発行しております。

(1) 新株予約権の名称及び総数

株式会社関門海新株予約権 5,790個

上記新株予約権の総数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの払込金額は、170円とする。なお、当該払込金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価格を参考に、決定したものである。

- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - ① 新株予約権の目的となる株式

当社普诵株式579,000株

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、下記(9)に定める本新株予約権の割当日(以下、「割当日」といいます。)後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記①に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)②に定める本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である 平成27年4月21日の東京証券取引所マザーズにおける普通取引の終値171円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、 調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

 調整後 行使価格
 = 調整前 行使価格
 ×
 + 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 1株当たりの時価

 既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」といいます。)は、平成27年5月9日から平成35年5月8日までの期間とする。

なお、行使期間を本新株予約権の割当日の翌日からとしたのは、平成27年4月からの当該「成長期間」において、かかる取締役及び従業員ができる限り早期に経営目標を達成し、企業価値を向上させる意欲や士気を高めることを目的として発行するものです。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。 計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額

とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の行使条件
 - ① 割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除く。ただし、上記(4)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。)が一度でもその時点の行使価額の50%(ただし、上記(4)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記(4)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。)で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実 を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c) 当社が上場廃止又は倒産、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変 更が生じた場合。
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合
 - ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ③ 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使はできない。
- (9) 新株予約権の割当日

平成27年5月8日

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、会社法第273条の規定に従い、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、 又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、 それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。) は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- ① 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して 合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式。
- ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り 上げる。
- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り 上げる。
- ⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

組織再編行為に際して決定する。

- ⑥ 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会 の承認を要する。
- ⑦ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (12) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- (13) 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日 平成27年5月8日
- (14) 申込期日 平成27年5月8日
- (15) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

 当社取締役
 3名
 3,200個

 当社従業員
 4名
 2,590個

 合計
 7名
 5,790個

2. 有形固定資産の売却

平成27年4月22日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社だいもんが所有する固定資産の見直しを実施し、経営資源の有効活用を図るため、譲渡することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

譲	渡する相手会社の名	称	株式会社関野エンタープライズ
譲	渡資産の種	類	土地及び建物(神奈川県小田原市)
譲	渡前の使	途	店舗として賃貸を行っております。
譲	渡の時	期	平成27年5月29日
譲	渡 価	額	74,000千円

貸 借 対 照 表 (平成27年3月31日現在)

科目	金額	科 目 金 額
資 産 の	部	負債の部
【流動資産】	[2, 628, 101]	【流動負債】 【3,801,563】
現金及び預金	823, 543	買 掛 金 81,282
売 掛 金	140, 269	短期借入金 1,304,021
商品及び製品	1, 468, 391	1年内返済予定の長期借入金 1,824,301
原材料及び貯蔵品	12, 960	リース債務 1,961
前 払 費 用	62, 483	未 払 金 188,384
繰 延 税 金 資 産	56, 479	設 備 未 払 金 2,897
未 収 入 金	37, 685	未 払 費 用 6,083
そ の 他	41, 118	未 払 法 人 税 等 28,159
貸 倒 引 当 金	△14, 828	未 払 消 費 税 等 27,060
【固 定 資 産】	[1, 555, 982]	預 り 金 9,003
(有形固定資産)	(787, 644)	前 受 収 益 10,213
建物	692, 225	
構築物	11, 770	
機械及び装置	21, 884	関係会社整理損失引当金 89,960
車両運搬具	120	債務保証損失引当金 188,973
工具、器具及び備品	61, 642	その他 4,263
(無 形 固 定 資 産)	(13, 229)	【固定負債】 【55,372】
特 許 権	3, 403 997	預 9 保 証 金 55,372
ソフトウェア	5, 637	負 債 合 計 3,856,935
そ の 他	3, 190	純 資 産 の 部
(投資その他の資産)	(755, 108)	【株 主 資 本】 【327, 148】
投資 有 価 証 券	4, 150	資 本 金 647,711
関係会社株式	11, 079	資 本 剰 余 金 756,708
出資金	395	資本準備金 346,596
関係会社長期貸付金	336, 120	その他資本剰余金 410,111
長期前払費用	19, 583	利 益 剰 余 金 △789,291
差入保証金	560, 826	その他利益剰余金 △789,291
繰延税金資産	51, 170	繰越利益剰余金 △789, 291
その他	15, 716	自 己 株 式 △287,980
貸倒引当金	△243, 933	純 資 産 合 計 327,148
資 産 合 計	4, 184, 084	負債・純資産合計 4,184,084

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

			(単位・1円/
科目		金	額
売 上 高			4, 387, 755
売 上 原 価			1, 212, 378
売 上 総 利	益		3, 175, 376
販売費及び一般管理費			2, 954, 824
営 業 利	益		220, 552
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	1, 352	
受 取 地 代 家	賃	6, 800	
経 営 指 導	料	14, 000	
受 取 保 険	金	574	
そのの	他	1, 280	24, 007
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	63, 773	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	1, 562	
そのの	他	9, 210	74, 545
経 常 利	益		170, 013
特 別 利 益			
固定資産売却	益	1,865	
貸 倒 引 当 金 戻 入	額	11, 496	
新株予約権戻入	益	5, 284	18, 646
特 別 損 失			
店 舗 閉 鎖 損	失	12, 957	
減 損 損	失	39, 488	
解 約 違 約	金	10, 716	
関係会社株式評価	損	18, 920	
関係会社整理損失引当金繰入	額	22, 162	
債務保証損失引当金繰入	額	30, 194	134, 440
税引前当期純利	益		54, 220
法人税、住民税及び事業	税	24, 133	
法 人 税 等 調 整	額	△34, 945	△10,811
当 期 純 利	益		65, 032

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

							,	P 124 + 1 1 1 1 7
			株	主	資	本		
		資 本 剰		余 金	利益剰余金			
	資本金				その他利益 剰 余 金		自 己	株主資本合計
	JA 77 112	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金 計	株 式	合 計
平成26年4月1日 期首残高	596, 896	295, 781	410, 111	705, 893	△854, 323	△854, 323	△287, 980	160, 485
事業年度中の変動額								
新株の発行	50, 815	50, 815		50, 815				101, 631
当期純利益					65, 032	65, 032		65, 032
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	50, 815	50, 815	-	50, 815	65, 032	65, 032	-	166, 663
平成27年3月31日 期末残高	647, 711	346, 596	410, 111	756, 708	△789, 291	△789, 291	△287, 980	327, 148

	新株予約権	純資産合計
平成26年4月1日 期首残高	5, 284	165, 770
事業年度中の変動額		
新株の発行		101, 631
当期純利益		65, 032
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	△5, 284	△5, 284
事業年度中の変動額合計	△5, 284	161, 378
平成27年3月31日 期末残高		327, 148

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
 - 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな钼資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 主に月次総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下

げの方法)を採用しております。

原材料及び貯蔵品 主に月次総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下

げの方法)を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) については定額法を 採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(最長5年)に よっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上 しております。

(2) 債務保証捐失引当金

関係会社等への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、 損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 関係会社整理損失引当金 関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失負担見込額を計上しております。
- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,219,486千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権

37.746千円

短期金銭債務

2,584千円

3. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 ㈱だいもん 72,127千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引高

141,210千円

営業取引以外の取引高

20,697千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式	式の種類	当事	業年度期 式	首の 数	当事株	業年度 式	増加数	当事 株	業年度 式	減少 数	当事株	業年度式	末の数
普)	通株式		302, 00	0株		-	-株		-	-株		302, 00	0株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	126,349千円
減価償却超過額	44,092千円
貸倒引当金	85,650千円
繰越欠損金	109,097千円
債務保証損失引当金	62,550千円
関係会社整理損失引当金	29,061千円
その他	15,322千円
繰延税金資産小計	472, 124千円
評価性引当額	△364,473千円
繰延税金資産合計	107,650千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
→ ∧ ±1	(M) BB BB ET 154 65	所有	資金の貸付	経営指導料	18, 000	_	-
子会社	㈱関門福楽館	直接100%	役員の兼任2名	資金の貸付(注2)	23, 000	関係会社 長期貸付金	18, 320
子会社				経営指導料	2,000	_	18, 320
	㈱だいもん	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任2名	次人の代付(注2) 20 100 関係会	_	_	
					20, 100	関係会社 長期貸付金	317, 800

- (注)上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については以下のとおりであります。
- 1. 債務保証については、銀行から受けた融資に対して保証をしたものであります。
- 2. 子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、 担保は受け入れておりません。
- 3. 子会社への債権に対し、合計232,513千円の貸倒引当金及び合計89,960千円の関係会社整理 損失引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計22,162千円の関係会社整 理損失引当金繰入額を計上しております。
- 4. 子会社への債務保証に対し、合計188,973千円の債務保証損失引当金を計上しております。 また、当事業年度において、合計30,194千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

33円2銭

2. 1株当たり当期純利益

6円77銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

新株予約権の発行

平成27年4月22日開催の当社取締役会において、有償ストック・オプションとして新株予 約権を発行することを決議し、平成27年5月8日に発行しております。

(1) 新株予約権の名称及び総数

株式会社関門海新株予約権 5,790個

上記新株予約権の総数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの払込金額は、170円とする。なお、当該払込金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価格を参考に、決定したものである。

- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - ① 新株予約権の目的となる株式

当社普通株式579,000株

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

また、上記のほか、下記(9)に定める本新株予約権の割当日(以下、「割当日」といいます。)後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記①に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)②に定める本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である 平成27年4月21日の東京証券取引所マザーズにおける普通取引の終値171円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、 調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除きます。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

 調整後 行使価格
 = 調整前 行使価格
 ×
 + 新規発行株式数×1株当たりの払込金額 1株当たりの時価

 既発行株式数+新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」といいます。)は、平成27年5月9日から平成35年5月8日までの期間とする。

なお、行使期間を本新株予約権の割当日の翌日からとしたのは、平成27年4月からの当該「成長期間」において、かかる取締役及び従業員ができる限り早期に経営目標を達成し、企業価値を向上させる意欲や士気を高めることを目的として発行するものです。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。 計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額

とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の行使条件
 - ① 割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除く。ただし、上記(4)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。)が一度でもその時点の行使価額の50%(ただし、上記(4)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記(4)に準じて当社により合理的な範囲で適切に調整されるものとする。)で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実 を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c) 当社が上場廃止又は倒産、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合
 - ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ③ 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使はできない。
- (9) 新株予約権の割当日

平成27年5月8日

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、会社法第273条の規定に従い、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、 又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、 それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。) は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- ① 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して 合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式。
- ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り 上げる。
- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り 上げる。
- ⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

組織再編行為に際して決定する。

- ⑥ 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会 の承認を要する。
- ⑦ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (12) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- (13) 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日 平成27年5月8日
- (14) 申込期日 平成27年5月8日
- (15) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

 当社取締役
 3名
 3,200個

 当社従業員
 4名
 2,590個

 合計
 7名
 5,790個

新株予約権に関する注記

- 1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプションの内容

						平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数				及び)	人数	当社取締役 9名 当社監査役 2名 当社従業員 26名	当社外部事業協力者 5名	
ストック・オプションの数(注)				の数	(注)	普通株式 280,000株	普通株式 20,000株	
付		与 目			日	平成18年4月19日	平成18年5月31日	
権	利	碓	定	条	件	付与日(平成18年4月19日) 以降、権利確定日(平成20年 4月30日)まで継続して勤務 していること。	付与日(平成18年5月31日) 以降、権利確定日(平成20年4月30日)まで継続して従事 していること。	
対	象	勤	務	期	間	2年間 (自平成18年4月19日 至平成20年4月30日)		
権	利	行	使	期	間	平成20年5月1日から 平成28年2月23日まで	平成20年5月1日から 平成28年2月23日まで	

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプション の数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年11月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
期首	_	_	_
付与	_	_	_
失効	_	_	_
権利確定	_	_	_
未確定残	_	_	_
権利確定後 (株)			
期首	34, 800	107, 500	20,000
権利確定	_	_	_
権利行使	17, 600	_	_
失効	17, 200	1, 200	_
未行使残	_	106, 300	20,000

(注) 平成17年3月1日に1株を2株に、平成18年1月20日に1株を2株に、 平成25年10月1日に1株を100株に株式分割しておりますので、上記株 数は全て株式分割後で記載しております。

② 単価情報

	平成16年11月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	150	2, 120	2, 233
行使時平均株価 (円)	_	_	_
公正な評価単価 (付与日) (円)	_	_	_

- 2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法 該当事項はありません。
- 3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を利用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社関門海 取締役会 御中

監査法人やまぶき

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃 印 指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃 印 指 定 社 員 公認会計士 若 林 準之助 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関門海の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社 は平成27年4月22日開催の取締役会において、新株予約権(有償ストック・ オプション)の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社関門海 取締役会 御中

監査法人やまぶき

指 \mathcal{C} \mathcal{C}

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関門 海の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の計算書 類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注 記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社 は平成27年4月22日開催の取締役会において、新株予約権(有償ストック・ オプション)の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、 職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を 図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及 び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事 業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な ものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に 関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部 統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況 について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しまし た。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の 交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法 に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討い たしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認 めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認 めます。

平成27年5月20日

株式会社関門海 監査役会 常勤監査役 阿 井 公 宗 即 社外監査役 近 藤 行 弘 即 社外監査役 小 田 利 昭 卿

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(3名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、新たに経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名増員し、 取締役4名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地	位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
		平成10年6月	㈱珈琲館入社	
		平成14年7月	(㈱ネクストジャパン (現㈱ネクストジ	
			ャパンホールディングス)専務取締役	
		平成18年7月	㈱アンビシャス代表取締役	
	た なか ただし	平成19年3月	㈱カネジ (㈱トドクックへ商号変更)	
1	田 中 正 (昭和38年3月8日生)		代表取締役社長	23,300株
	(咱和30年3月6日生)	平成20年2月	当社取締役	20, 000//
		平成22年2月	当社専務取締役グループ営業本部長	
		平成23年12月	㈱だいもん代表取締役社長 (現任)	
		平成23年12月	当社代表取締役社長 (現任)	
		平成25年6月	㈱関門福楽館代表取締役社長 (現任)	
		昭和60年4月	ふぐ半入店	
		平成元年5月	当社入社	
	大 村 美智也 (昭和41年1月11日生)	平成16年6月	当社取締役 (現任)	
2		平成19年1月	当社商品管理部長	
		平成20年2月	当社玄品ふぐ事業部長	8,300株
		平成23年9月	㈱関門福楽館取締役 (現任)	
		平成23年12月	(株だいもん取締役 (現任)	
		平成23年12月	当社営業本部長 (現任)	
	本 多 正 嗣 (昭和31年6月1日生)	平成2年9月	ふぐ一開業	
		平成11年11月	当社入社	
		平成16年6月	当社監査役	
3		平成18年2月	当社取締役 (現任)	23,300株
		平成19年1月	当社商品調達・物流部長	20,000//
		平成23年12月	当社調達物流本部長(現任)	
		平成26年4月	当社総料理長 (現任)	

候補者番 号	ふ り が 名氏 生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4 **	まつ しま ひろし 松 嶋 弘 (昭和34年11月5日生)	平成8年7月 (株食の創造代表取締役社長 平成18年4月 西海醬油(株専務取締役 平成18年4月 (株子午線代表取締役社長(現任) 平成25年6月 (株食の創造相談役(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 松嶋弘氏は社外取締役候補者であります。
 - 4. 松嶋弘氏はパーキングエリア運営ならびに料理研究家としての高い見識と幅広い経験を当社の営業体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
 - 5. 松嶋弘氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、 独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 6. 当社は、松嶋弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第2号議案 監査役1名選任の件

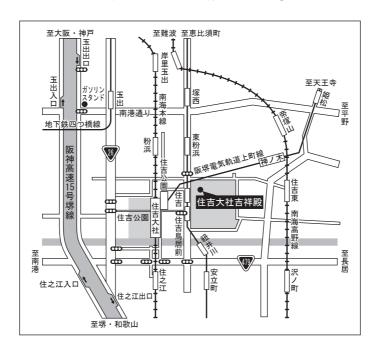
監査役阿井公宗氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 名(生年月日)	略歷、	地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
	昭和51年10月	コーニング・インターナショナル㈱入社	
	平成4年1月	コスモ信用組合入社	
あい きみむね	平成17年3月	㈱日本設計入社	
が 井 公 宗 (昭和20年3月22日生)	平成21年6月	㈱アイビーダイワ(現グローバルアジアホ	-株
(咱和20年3月22日生)		ールディングス㈱)常勤監査役	1/1
	平成23年6月	同社非常勤監査役	
	平成24年2月	当社常勤監査役 (現任)	

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市住吉区住吉二丁目 9 番89号 住吉大社吉祥殿 1 階「明石の間」



- 交 通 ●南海電鉄 南海本線「住吉大社」駅から東へ徒歩約3分 南海高野線「住吉東」駅から西へ徒歩約5分 ※「なんば」駅から「住吉大社」駅・「住吉東」駅まで約10分
 - ●阪堺電気軌道鉄道(路面電車)

阪堺線「住吉」駅から徒歩すぐ 上町線「住吉公園」駅から徒歩約2分 ※天王寺・阿倍野方面から「住吉」駅まで約15分